

京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年7月18日

京都市長 門川大作

京都市規則第25号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年6月9日京都市条例第4号）
附則第1条第5号に規定する市規則で定める日は、この規則の公布の日とする。

（行財政局税務部税制課）